

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

保険年金課 健康保険係 ☎320 老人医療係 ☎310

11月30日(金)まで実施中！
国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療の健康診査

特定健診・健康診査は体調が悪くなつてから受診するものではなくありません。自分では気付かない体の変化を早期発見するのです。「自分は大丈夫」と思わずぜひ受診してください。毎年特定健診を受診し、病気の予防、早期発見・早期治療につなげましょう。また、通院中の方も対象となりますので、主治医と相談し、ぜひ受診してください。

該当となる方には、5月下旬に受診券（A4サイズ）を郵送しています。詳しくは受診券に同封の案内をご覧ください。

※現在特定保健指導を受けている方は、指導終了後に受診券を郵送します。
※74歳（昭和12年5〜8月生まれ）の方は、誕生月の翌月下旬に順次郵送します。

東日本大震災により被災され、住民票を異動せずに富士見市へ避難されている方へ

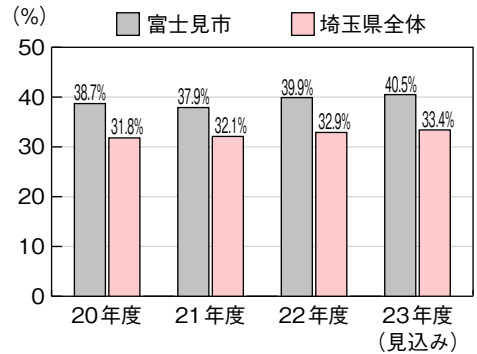
岩手・宮城・福島県の一部の市町村の国民健康保険、後期高

が掲げる平成24年度の目標値は65%であり、目標にはまだ届いていないのが現状です。

富士見市国保の特定健診受診率が40%を超える見込みです！

市国保の特定健診の受診率は下記グラフのとおりです。受診率は県平均よりも高くなっており、平成23年度の受診率は40%を超える見込みです。しかし国

富士見市国保特定健診受診率



「ふわっぴー」がけんこう大使に任命されました！

5月21日、埼玉県知事公館で特定健康診査・がん検診の受診率向上のため「健康長寿埼玉プロジェクト」のキックオフイベントが行われました。このイベントでは、受診率向上のPR活動を行う「けんこう大使」の任命式や、各自治体の取組みの発表や展示が行われました。「ふわっぴー」もけんこう大使に任命され、今後、県内のイベントなどに参加する予定です。



交通事故被害者のご家族への援護金について

048-830-2958 県民生活部防犯・交通安全課

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、18歳以下の方で保護者（一方または双方）が、交通事故（陸海空すべての交通事故が対象）により死亡または重い障害を負った方、対象／平成23年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方

給付額／子ども1人につき10万円（1事故につき1回のみ）
給付時期／平成24年10月または平成25年4月
申請書類／交通・管理課、学校などにあります。

提出期限／10月支給分：8月31日（金）
平成25年4月支給分：平成25年2月28日（木）
提出先／みずほ信託銀行浦和支店に郵送または直接提出してください。

〒330-0063
さいたま市浦和区高砂2-6-18
048-822-0191

8月1日〜31日 チャイルドシート・シートベルト着用促進運動

交通・管理課 ☎433

自動車乗車中の交通死亡事故を防止するため、チャイルドシートの使用およびシートベルト（特に後部座席）の着用の促進と交通安全意識を高めることを目的に行います。

車に乗るときは、後部座席の人にもシートベルトをしつかりと締めましょう。また、6歳未満の子どもを乗車させるときは、年齢に応じたチャイルドシートを装着させましょう。

高齢者の安全運転泣き笑い

とき／9月16日（日）午前9時～正午
場所／セイコーモータースクール（上沢3-7-37）
対象・定員／東入間警察署管内にお住まいの65歳以上の方・120人（無料、申込順）
内容／体験型実車走行、教習所教官を交えてのディスカッション
申込み・問合せ／東入間警察署交通課へ電話で ☎049-269-0110 ☎411

地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320 南畑新田16-1 特別養護老人ホームむさしの内	
受付時間	担当地域《第1圏域》
月～土曜 午前9時～午後5時	勝瀬、ふじみ野東、ふじみ野西、渡戸、羽沢 1丁目、鶴馬960～1117・3625、東大久保、 上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野
地域包括支援センターふじみ苑 ☎049-293-1168 鶴馬3360-1 特別養護老人ホームふじみ苑内	
受付時間	担当地域《第4圏域》
月～金曜 午前8時30分～午後5時	水子（針ヶ谷1丁目町会を除く）、水谷1・ 2丁目、水谷東1～3丁目、榎町、東みずほ 台1～4丁目、貝塚1・2丁目、鶴馬（前谷 町会）、鶴馬3丁目
富士見市中央地域包括支援センター ☎049-252-7108 鶴馬1800-1 市役所高齢者福祉課内	
受付時間	担当地域《第2・3圏域》
月～金曜 午前8時30分～午後5時 15分	上記以外

高齢者のご相談は地域包括支援センターにご連絡ください

高齢者福祉課 ☎396

市では、市内を4つの日常生活圏域に分けて、地域包括支援センターが地域ごとに担当し相談を受けています。

地域包括支援センターは、本人や家族からの相談や、町会や民生委員、地区社協など地域の方からの連絡を受けて、支援の

必要な方へ訪問をしています。介護や福祉に関する相談だけでなく、「高齢者のいる家で怒鳴り声が聞こえる」「お金の管理が難しくなった」など権利擁護に関する相談にも応じます。相談の内容に応じて、専門機関への紹介や成年後見制度の利用

につなげます。

また、介護が必要な状態になることを防ぐため、体力が低下してきた方に介護予防教室の紹介や、介護認定で要支援1・2と判定された方の介護予防プランを作成します。

さらに、ケアマネジャーへの支援や、地域で心配な高齢者を見守るためにさまざまな機関と連携をすすめています。

高齢者見守りネットワーク

高齢者見守りネットワークは、地域の中で「ポストに新聞がたまっている」「最近何日か姿を見かけない」など、ちよつと気がかりなことに気づいたら、地域包括支援センターなどに連絡していただき、その高齢者の方の支援につなげていく仕組みです。

地域で心配な状況がありましたら、地域包括支援センターへご連絡ください。

高齢者見守りネットワークにご協力いただける方にステッカーを配布します

市では、見守りステッカーを作成し、地域で高齢者の見守りに協力してくださる個人の方や事業所に配布します。ご協力を

いただける方はぜひ各地域担当の地域包括支援センターへご連絡ください。



ステッカーに関するQ&A

Q このステッカーをはると高齢者から相談を受けなければいけないの？

A いいえ、相談を受けたり何かをしなればいけないというわけではありません。

Q 具体的にはどういう協力をすればいいの？

A 地域の高齢者で最近ようすがおかしいなど、気になることがありましたら、地域包括支援センターなどに連絡してください。早期に支援・対応できるようにします。



水道メーターを取り替えます

水道課 ☎525・526

各家庭に取り付けてある水道の使用量を量る水道メーターは法律により、8年に1度取り替えることになっています。

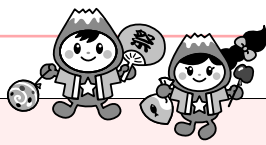
市発行の証明書を持った受託業者が、事前に通知してから水道メーターの交換をします。ご協力をお願いします。



取替期間／8月中旬～12月中旬
取替費用／無料
 ※水道メーターの上には障害物などを置かないようお願いします。

認知症研修会「認知症を正しく理解して、みんなで支えあおう」

とき／9月5日(水)午後7時～9時
 場所／水谷公民館
 定員／100人(申込順)
 講師／日鼻靖医師(日鼻医院院長)
 申込み・問合せ／地域包括支援センターふじみ苑に電話でお申し込みください。
 ☎049-293-1168



税制改正のお知らせ

〔市・県民税〕

税務課市民税係

☎349

年金所得者の寡婦（寡夫） 控除の申告について

平成24年度から、年金所得者が提出する扶養親族等申告書の様式が変更となり、「寡婦（寡夫）」を記載する欄が追加されます。これにより寡婦（寡夫）控除の適用の有無を把握できるようになり、公的年金等所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書提出が不要となります。（平成26年1月1日施行、平成26年度分以後の市・県民税から適用）

被災住宅等の敷地に係る譲渡期限延長の特例について

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の課税の特例について、譲渡期限が災害のあった日から7年（現行3年）に延長されました。

〔固定資産税・都市計画税〕

税務課土地係

☎353

住宅用地・市街化区域内の農地の据え置き特例措置廃止について

これまで住宅用地・市街化区域内の農地に適用されていた課税標準額の据え置き特例措置が、平成26年度に廃止されることになりました。ただし、平成24年度および平成25年度は、次のような経過措置が設けられています。

- ①負担水準が90%以上（平成23年度までは80%）の住宅用地・市街化区域内の農地は、前年度の課税標準額を据え置きます。
- ②負担水準が90%未満（平成23年度までは80%未満）の住宅用地・市街化区域内の農地は、前年度の課税標準額に、本則課税

標準額の5%を加えた額を課税標準額とします。ただし、当該額が、本則課税標準額の90%（平成23年度までは80%）を上回る場合には90%（平成23年度までは80%）相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額となります。

※1 負担水準とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式で求められます。

負担水準(%) = 前年度課税標準額 ÷ 本則課税標準額 × 100

※2 本則課税標準額とは、当該年度の評価額に住宅用地特例割合（6分の1または3分の1）を乗じて得た額のことをいいます。

水道水の水質検査結果

水道課 ☎521

6月に実施した大腸菌などの水質検査は、水質基準に適合していました。また、県の浄水場および井戸水を含んだ市内の浄水場における水の放射性物質の検査結果は、現時点で国の指標値を下回っています。詳しくは、県または市ホームページをご覧ください。

はじめての要約筆記講習会

障がい福祉課 ☎323

はじめて要約筆記を学んでみたい方を対象に開催します。要約筆記は、耳の聴こえない人や聴こえづらい人に、話の内容を要約した文章を書き記し、相手に伝える方法です。

三芳町と共同で実施しますので、どちらの会場でも受講できます。

三芳会場（全5回）

とき…9月4日～10月2日の毎週火曜午後2時～4時
場所…三芳町役場3階会議室

富士見会場（全5回）

とき…9月7日～10月5日の毎週金曜午後7時～9時
場所…鶴瀬西交流センター集会所

共通事項

対象／高校生以上で富士見市または三芳町在住在勤の方
定員／各会場15人（申込順）
参加費／500円（資料・保険代）
申込期間／8月1日（水）～20日（月）
申込み・問合せ／市社会福祉協議会（☎049-254-0747）または障がい福祉課にある申込書に必要事項を記入し、市社会福祉協議会へ郵送・ファックスまたは直接提出してください。

環境審議会委員を募集します

環境課 ☎242

環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議する環境審議会委員を募集します。

募集人数／2人

応募資格／市内に住所を有し、環境問題に興味を持っている方で、平日の会議に出席できる方
任期／10月1日から2年間
会議／年2回程度（平日昼間）
報酬／市の条例に基づき支給



応募方法／応募用紙（様式自由）に、応募の動機（400字程度）・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入し、郵送、ファックスまたは直接提出してください。

応募締切／8月15日（水）

応募先・問合せ／〒354-8511（住所不要）富士見市役所環境課

FAX 049-253-2700

市制施行40周年記念事業

'12富士見ふるさと祭り「市民ボランティア募集」

10月27日（土）に開催される富士見ふるさと祭りの市民ボランティアを募集します。

募集人数／10人程度

内容／東日本大震災復興支援に関する企画の実施

募集期間／8月1日（水）～31日（金）

申込み・問合せ／'12富士見ふるさと祭り実行委員会事務局（協働推進課内）☎257